

令和 7 年 6 月 2 5 日
総務部コンプライアンス推進担当

江東区職員等の内部公益通報制度の拡充について

1 制度拡充の趣旨

本区の職員等による内部公益通報制度※について、弁護士を活用した外部窓口（公益通報相談員）を設置するなど、職員等がより安心して通報できる体制に整備することで、組織の自浄作用を高めるとともに、客観性・透明性の高い制度運用を確保する。

※公益通報者保護法に基づき、内部公益通報者の保護を図るとともに、区政運営の透明性を確保するため、職員等が知り得た法令違反行為等に関して通報を受け付ける制度。

2 制度拡充の主な内容

（１）外部窓口（公益通報相談員）の設置

弁護士を活用した独立性・中立性の高い外部窓口（公益通報相談員）を設置する。

（２）総括責任者の設置

通報業務を総括する者として総括責任者を設置し、総務部長を充てる。

（３）通報体制の再構築

外部窓口を設置することに伴い、職員等がより安心して通報できる体制に整備する。

3 運用開始時期

令和 7 年 7 月 1 日

4 その他

上記の制度拡充にあたり、本制度の趣旨や通報者の保護の仕組み等について、職員等に対する十分な周知を行う。